

# 国民健康保険に加入している皆さんへ

◆国民健康保険被保険者証が新しくなります

現在ご使用の、国民健康保険被保険者証(えんじ色)の有効期限は、令和4年7月31日までです。

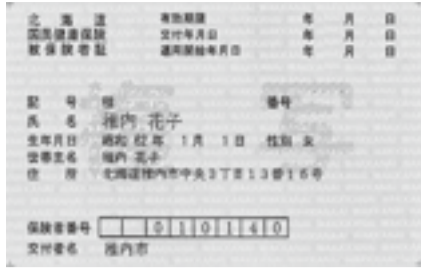
7月下旬に、新しい保険証を順次郵送で交付します。8月1日から、新しいものを使用してください。

簡易書留での郵送や、市窓口での交付を希望する方は、7月13日(水)までにご連絡ください。

新しい保険証の有効期限は、令和5年7月31日までです。

※70歳以上の方の「高齢受給者証」は、保険証と一体化しています。

新しい「国民健康保険被保険者証」は「緑色」です



◆限度額適用認定証が新しくなります

現在ご使用の、限度額適用認定証の有効期限は、令和4年7月31日までです。

新たに申請する方は、左の表の交付基準に該当することを確認の上、8月1日以降に、市総合窓口課へ申請してください。

※70歳未満の国民健康保険加入者は、すべての方が対象です。

限度額適用認定証の交付基準(70歳以上)

区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で、「区分Ⅰ」に該当しない方
現役並み所得	課税所得が145万円以上690万円未満の方

◆国民健康保険税率が変わります(※令和4年度から資産割を廃止)

市では、北海道の運営方針に従い、令和3年度から段階的に資産割を減額しており、令和4年度から資産割を廃止して、所得割、均等割、平等割で構成される3つの課税方式に変更しました。

健全な国保運営のために、納期内納付にご協力をお願いします。  
令和4年度の国民健康保険税の計算方法は、左の表のとおりです。

令和4年度国民健康保険税の計算方法

	医療分	後期高齢者支援分	介護分(40歳～64歳)
所得割	(前年所得-43万円)×7.3%	(前年所得-43万円)×2.4%	(前年所得-43万円)×1.2%
資産割	令和4年度から廃止	令和4年度から廃止	-
均等割	1人あたり23,000円×国民健康保険加入者数	1人あたり7,000円×国民健康保険加入者数	1人あたり7,500円×国民健康保険加入者数
平等割	1世帯あたり34,074円	1世帯あたり9,051円	1世帯あたり4,000円
限度額	65万円	20万円	17万円

問い合わせ先

市総合窓口課 保険年金グループ  
☎23-6410

## つくろう！マイナンバーカード！！ ～出張申請窓口のご案内～

マイナンバーカードは、本人確認のための身分証明書やオンラインでの行政手続きのほか、健康保険証としても利用できるようになりました。市では、次のとおり出張申請窓口を開設します。この機会にマイナンバーカードを作りませんか。

日時/7月27日(水) 10:00～13:00  
場所/青少年会館(恵比須4丁目)

### ★出張申請窓口でできること

- ①マイナンバーカードの申請受け付け
- ②マイナポイントの申し込み支援
- ③健康保険証としての利用申し込み、公金受け取り口座の登録支援



当日申請したマイナンバーカードは、1か月程度でご自宅に届きます。(希望により、市役所で受け取ることもできます。)

### ★当日必要なもの

- ◎本人確認書類  
1点でよいもの…運転免許証、パスポート、各種障害者手帳等  
2点必要なもの…健康保険証、乳幼児等医療費受給者証、介護保険証、シルバーカード、学生証等
- ◎申請用写真1枚(縦4.5cm×横3.5cm)  
当日、会場で撮影することもできます。
- ◎マイナンバーカード交付申請書(ご自宅に届いている場合)
- ◎通知カード及び住民基本台帳カード(持っている方のみ)

※出張申請窓口のほか、夜間・休日窓口もご利用ください

◎夜間窓口：7月20日(水) 17:30～19:00

◎休日窓口：7月24日(日) 9:00～13:00

場所は、どちらも市役所1階総合窓口課となります。

### ◆マイナンバーカードを作るとマイナポイントがもらえます！

マイナンバーカードの新規取得等で・・・  
**5,000円分**

- ①マイナンバーカードを新規取得
- ↓
- ②対象のキャッシュレス決済サービスを選んで、マイナポイントを申し込み
- ↓
- ③条件に応じてポイントGET!

+

健康保険証の利用申し込みで・・・  
**7,500円分**

- ①マイナンバーカードを取得
- ↓
- ②対象のキャッシュレス決済サービスを選んで、マイナポイントを申し込み
- ↓
- ③ポイントGET!

+

公金受取口座の登録で・・・  
**7,500円分**

ポイント合計で・・・  
**20,000円分**

最新情報はこちら



※このキャンペーンは、令和4年9月30日までにマイナンバーカードを申請した方が対象となりますので、ご注意ください。